

地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて

〔平成12年5月8日 12林野計第154号〕
〔農林水産事務次官依命通知〕
最終改正
〔令和8年3月26日 7林整計第547号〕

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号。以下「地方分権一括法」という。）の施行により、いわゆる機関委任事務とされていた地域森林計画の樹立及び変更の事務が都道府県の自治事務とされるとともに、同計画の樹立及び変更に当たり、農林水産大臣に協議する（森林の整備の目標等については同意を要する）こととされたところである。

地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の樹立、変更及び実施については、森林法（昭和26年法律第249号）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）及び平成3年農林水産省告示第972号（森林法の規定に基づき、森林計画区を定める件の全部を改正する件）に定めるもののほか、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の樹立等に関する規程」（平成3年農林水産省訓令第20号）の定めるところにより取り扱うこととされてきたが、地方分権一括法の施行に伴い同規程が廃止されたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規程による技術的助言として別紙のとおり関連する事務の取扱いに関する留意事項を定めたので、御了知願いたい。

以上、命により通知する。

第1 計画の内容

地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画（以下「国有林森林計画」という。）の計画は、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることを旨として、全国森林計画に即しつつ、都道府県の区域の自然的経済的社会的諸条件を踏まえて定めること。

第2 計画の変更

森林法（以下「法」という。）第5条第5項又は法第7条の2第3項において準用する法第5条第5項の規定により、森林の現況、経済事情等に変動があったため必要と認めるときは、地域森林計画又は国有林森林計画を変更することができるが、全国森林計画が樹立又は変更され、地域森林計画又は国有林森林計画がこれに即さないものとなったときは、これらの計画の変更が必要となるので、留意すること。

第3 計画の樹立等のための調査

地域森林計画又は国有林森林計画をたて、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該森林計画区内の民有林又は国有林に関し、次に掲げる事項に留意して、地況、林況その他必要な事項についての調査を行い、その結果を整理すること。

1 林班及び小班の設定

森林の位置を明らかにし、計画の樹立及び実施の便に供するため、地域森林計画又は国有林森林計画の対象とする森林を分けて林班を定め、林班を分けて小班を定めること。

2 調査の内容

(1) 地況

地況の調査は、位置、面積、気候、地勢、地質、土壌、地利等について行うこと。

(2) 林況

林況の調査は、小班ごとに、林種、林齢、樹冠疎密度、樹種の混交歩合、樹種別の材積、人工林の平均樹高等について行うこと。

(3) その他

地況、林況のほか、森林の有する機能、林業の動向、法令により施業について制限を受けている森林の所在及び施業方法等について調査を行うこと。

3 森林簿

地域森林計画又は国有林森林計画をたてようとするときは、あらかじめ、2の調査の結果に基づき、当該地域森林計画又は国有林森林計画の対象とする森林について、原則として小班を取りまとめた単位として、林況等を取りまとめた森林簿を作成すること。

地域森林計画又は国有林森林計画を変更しようとするときは、あらかじめ、必要な事項につき行った調査の結果に基づき、必要に応じ森林簿を訂正すること。

なお、地域森林計画の対象となる森林に係る森林簿は、法第10条の5第1項の規定に基づく市町村森林整備計画（以下単に「市町村森林整備計画」という。）の樹立及び法第11条第1項の規定に基づく森林経営計画（以下単に「森林経営計画」という。）の作成等にも活用するものであることに留意して作成すること。

第4 計画書等の作成

地域森林計画又は国有林森林計画の樹立及び変更にあたっては、次に掲げる事項に留意して計画書等の作成を行うこと。

1 名称

地域森林計画及び国有林森林計画は、森林計画区の名称を冠して呼称すること。

2 計画書等の作成

地域森林計画及び国有林森林計画の樹立は、計画書、森林計画図その他必要な図面を作成してすること。

地域森林計画の森林計画図は、森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者がその権原に係る森林が地域森林計画の対象に含まれるかどうか容易に判断できるものとする。

3 変更に係る計画書等

地域森林計画又は国有林森林計画の変更は、変更の理由及び計画書のうち変更に係る事項を取りまとめた変更計画書を作成してすること。計画の対象とする森林の区域を変更する場合にあつては、当該区域に係る森林計画図の修正を併せて行うこと。

第5 計画の樹立等の手続

地域森林計画又は国有林森林計画の樹立及び変更の手続については、次に掲げる事項に留意すること。

1 計画の案の縦覧

法第6条第1項又は法第7条の2第4項の規定により準用される法第6条第1項の

規定により公衆の縦覧に供する地域森林計画又は国有林森林計画の案は、計画書（変更の場合にあっては、変更計画書。以下第5において同じ。）及び森林計画図（計画の対象とする森林の区域を変更する場合にあっては、当該区域に係る修正後の森林計画図。以下第5において同じ。）の案とすること。

なお、公衆の縦覧は、縦覧する者の利便性の向上の観点から、地域森林計画にあっては都道府県、国有林森林計画にあっては森林管理局のウェブサイトへの掲載により行うことを基本とすること。

2 特定保安林の指定に伴う地域森林計画の変更等についての異議の申立てをした者の意見聴取

特定保安林の指定に伴う地域森林計画の変更等について法第39条の4第3項の異議の申立てをした者の意見聴取は、森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官依命通知）第1の3の(1)のア及びイ並びに(4)に準じて行うこと。

3 都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見聴取

法第6条第3項の規定による地域森林計画の案についての都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見聴取並びに法第7条の2第5項の規定による国有林森林計画の案についての関係市町村の意見聴取は、計画書及び森林計画図（関係市町村長の意見聴取の場合には当該市町村の区域に係る部分）の案を示してすること。

4 国有林森林計画の案についての学識経験者の意見聴取

国有林森林計画をたて、又は変更しようとするときは、法第7条の2第4項において準用する法第6条第1項の縦覧期間満了後、当該国有林森林計画の案について、計画書及び森林計画図の案を示すとともに、法第7条の2第4項において準用する法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨を付して、法第7条の2第2項各号に掲げる事項に関し学識経験を有する者の意見を聴くこと。

5 都道府県知事及び森林管理局長の相互の意見聴取等

(1) 法第6条第3項の規定による地域森林計画の案についての森林管理局長の意見聴取及び法第7条の2第5項の規定による国有林森林計画の案についての都道府県知事の意見聴取は、あらかじめ、それぞれの計画書及び森林計画図の案を示してすること。

(2) (1)の意見聴取に関して意見を述べる場合は、理由を付してすること。

(3) 地域森林計画及び国有林森林計画を共通の森林計画区について民有林・国有林の連携のとれた内容にするため、都道府県と森林管理局が連絡調整会議を開催するなどにより、両計画の内容について事前に十分調整を図ること。

6 地域森林計画の樹立等についての農林水産大臣への協議等

法第6条第5項第1号から第3号までの規定により農林水産大臣に協議する場合における森林法施行規則第3条第1項の規定により提出する地域森林計画は、法第6条第3項の規定による意見聴取の後（同条第5項第3号の規定による同号に規定する当該市町村の長（以下「当該市町村の長」という。）への協議をする場合にあっては、同条第3項の規定による意見聴取の後に行う当該協議の後）、必要に応じて修正を行った計画書とすること。

農林水産大臣は、当該協議に係る地域森林計画に定めようとする事項のうち法第6条第5項第2号に掲げるものが全国森林計画と整合が図られたものであるときに同意するものとし、当該事項について全国森林計画との整合が図られない場合は、都道府県知事に対し、具体的かつ合理的な理由を付して、同意できない旨通知するものとする。

また、法第6条第5項第4号又は第6項の規定により届出を行う場合における森林法施行規則第3条第3項の規定により提出する書類は、法第6条第3項の規定による意見聴取の後、必要に応じて修正を行った届出事項を記載したものとすること。

7 地域森林計画の樹立等についての市町村の長への協議

法第6条第5項第3号の規定による当該市町村の長への協議は、当該協議に係る地域森林計画に定めようとする事項のうち森林経営管理法（平成30年法律第35号）第48条第1項の規定に基づく要請に係る部分を記載した書類を当該市町村の長に提出してすること。

なお、「要請に係る部分を記載した書類」は、樹立又は変更を行う地域森林計画の案のうち、当該要請に係る事項が記載された部分を抜き出して作成すること。

8 計画の公表

法第6条第7項又は第7条の2第6項の規定による地域森林計画又は国有林森林計画の公表は、計画書及び森林計画図について、地域森林計画にあつては都道府県、国有林森林計画にあつては森林管理局のウェブサイトへの掲載により行うことを基本とすること。

9 関係市町村長等への通知

- (1) 法第6条第7項の規定による関係市町村長への通知は、地域森林計画の樹立又は変更の日から30日以内に、計画書及び関係市町村の区域に係る森林計画図を送付してすること。また、関係森林管理局長にも同様に通知することが望ましいこと。
- (2) 第7条の2第6項の規定による関係都道府県知事及び関係市町村長への通知は、国有林森林計画の樹立又は変更の日から30日以内に、計画書及び森林計画図（関係市町村長への通知にあつては、当該市町村の区域に係る森林計画図）を送付してすること。

10 農林水産大臣への報告

法第6条第7項の規定による農林水産大臣への報告は、9の(1)に規定する期間内に、計画書を提出してすること。

第6 計画の実施

計画の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

1 計画書等の都道府県の事務所への備付け

- (1) 地域森林計画をたてたときは、計画書、森林計画図その他必要な図面及び森林簿を、地方自治法第4条第1項の都道府県の事務所並びに同法第155条の都道府県の支庁及び地方事務所その他これに準ずる事務所に備え付けておくこと。ただし、その他必要な図面は、都道府県の主たる事務所以外の事務所には備え付けておくことを要しないこと。

また、地域森林計画を変更した場合にあつては、変更計画書を併せて備え付けて

おくこと。

- (2) 国有林森林計画をたてたときは、計画書、森林計画図その他必要な図面及び森林簿を、森林管理局及び森林管理署に備え付けておくこと。

また、国有林森林計画を変更した場合にあっては、変更計画書を併せて備え付けておくこと。

2 地域森林計画の計画書等の市町村の事務所への備付け

市町村森林整備計画の樹立、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者の森林経営計画の作成等の便に供するため、関係市町村は、地域森林計画の計画書及び森林計画図並びに森林簿をその事務所に備え付けること。

また、地域森林計画を変更した場合にあっては、変更計画書を併せて備え付けること。

3 地域森林計画の達成に必要な援助のための調査

都道府県知事が法第 191 条第 1 項の規定による援助を行おうとするときは、あらかじめ、必要な事項について調査を行うこと。

4 地域森林計画の実行照査

地域森林計画の実施を確保するため、毎年度、前年度における地域森林計画の実行の結果を照査し、これを実行照査簿に記録すること。

第 7 その他

地域森林計画及び国有林森林計画の運用に関し必要な事項については、林野庁長官から別途通知させることとする。